

土砂等の埋立て等による土壌の汚染  
及び災害の発生の防止に関する条例

申 請 の 手 引 き

岩 舟 町

## 小規模特定事業の許可申請をされる皆様へ

この条例は、不適正な土砂等の埋立て等に伴って周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、土砂等の埋立て等の適正化を図り、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止するため、平成11年 4月 1日に施行したものです。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

条例の趣旨を十分理解していただき、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生の防止に十分留意され、適正な土砂等の埋立て、盛土、たい積を行われるようお願いいたします。

## 用 語

### ○県条例

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

### ○県規則

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  
施行規則

# 目 次

I 許可制度の概要	1~2
II 小規模特定事業を実施する方々への留意事項	3~4
III 小規模特定事業に係る許可等事務のフロー図	5
IV 許可申請の必要書類確認票	6
V 小規模特定事業許可申請書等作成要領	
1 小規模特定事業許可申請書(別記様式第2号)記載要領	7~10
2 小規模特定事業(一時たい積)許可申請書(別記様式第5号)記載要領	11~12
3 小規模特定事業変更許可申請書(別記様式第6号)記載要領	13
4 土砂等搬入届(別記様式第8号)記載要領	13
5 小規模特定事業状況報告書(別記様式第10号)記載要領	13
6 小規模特定事業(一時たい積)状況報告(別記様式第11号)	13
7 その他	14
VI 条例・規則等	
1 条例・規則関係	15~33
2 埋立て等の構造基準(規則別記第1)	34~35
3 一時たい積事業の構造基準(規則別記第2)	35
4 構造基準の適用除外法令等(規則別記第3)	35~36
5 指導要綱	37~38
VII 参考	
1 参考 別記第1の3号の表中、土砂等の区分について	39~42
2 参考 別記第1の4号の擁壁の基準について	43~47
3 表土の地質検査サンプリング方法	47
4 小規模特定事業の許可申請について	48
VIII 申請書等の様式	49~50

## I 本条例における許可制度の概要

### 1. 小規模特定事業(一時たい積事業も含む)のあらまし

○内 容 土砂等(土砂及びこれに混入又は、吸着した物)による土地の埋立て、盛土、土地へのたい積(製品の製造又は、加工のための原材料のたい積を除く)を行う行為。

①小規模特定事業 ・土砂等の埋立て等に供する区域が 500 m<sup>2</sup>以上 3,000 m<sup>2</sup>未満である事業。

※3,000 m<sup>2</sup>以上の事業は、県条例の許可が必要です。

②一時たい積事業 ・他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業。

### 2. 事業区域における、法令等の制約事項(関係機関との調整)

○文化財の有無

○地目等の制限の有無(青道、赤道、農地、山林等)

○土地所有者の承諾(権利者関係の調整含む)

○法令等の制限の有無(・・指定地域、・・保護区域、都市計画法の用途地域等)

### 3. 許可申請手続(7条)の免除関係

○適用除外(6条)関係

①国、地方公共団体、その他規則で定める公共的団体が行うもの

②砕石法、砂利採取法等の許認可等を受けた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行うもの

③砕石法又は砂利採取法の認可を受けた採取計画に従って行うもの

④非常災害のために必要な応急措置として行うもの

⑤通常の管理行為、軽易な行為等で規則で定めるもの

### 4. 許可基準(8条)の適合関係

①完了時における土砂等のたい積の構造基準適合性

②区域外に排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置

③施工時における災害の発生を防止するために必要な措置

④区域内の土壌の安全性について適正な配慮

※一時たい積事業にあつては、上記②④の他に次の事項が関係する

・施工時における構造基準適合性

・採取場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置

## 5. 小規模特定事業施工時の義務

### ○全ての許可事業者が行うもの

- ①土砂等の搬入の届出(11条)・・・採取場所ごと、かつ5,000立方メートルごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付
- ②土砂等の量の報告(12条)・・・6か月(一時たい積事業は3か月)ごとに当該6か月(3か月)を経過した日から2週間以内(完了時等はその届出時)
- ③水質検査等の実施及び結果報告・・・6か月(一時たい積事業は3か月)ごとに当該6か月(3か月)を経過した日から2週間以内
- ④関係書類の縦覧(14条)
- ⑤標識の掲示等(15条)

### ○必要に応じて行うもの

- ①申請事項の変更許可申請・届出(10条)・・・氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については届出
- ②休止(2か月以上)の届出(17条)
- ③承継の届出(18条)・・・許可事業者の地位の承継があった日から30日以内

## 6. 小規模特定事業の終了

### ○完了したとき

- ・15日以内に、完了の届出(16条1項)
- ・土砂等の量の報(12条)
- ・水質検査及び地質検査の実施並びに結果報告(13条2項・3項)
- ・土壌の汚染の確認及び構造上の確認の後、異常がなければ完了、異常があれば措置命令(20条2項)

### ○廃止しようとするとき

- ・土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置(17条1項)
- ・30日以内に廃止の届出(17条2項)
- ・土砂等の量の報告(12条)
- ・水質検査及び地質検査の実施並びに結果報告
- ・土壌の汚染の確認及び構造上の確認の後、異常がなければ廃止決定、異常があれば措置命令

### ○許可の取消しを受けたとき

- ・災害の発生を防止するために必要な措置を講じたか(16条3項、17条5項、19条2項)、講じていない場合、措置命令(20条3項)

### ○関係書類の保存(21条)・・・ 5年間

## Ⅱ 小規模特定事業を実施する方への留意事項

### 1、事業の実施にあたって

- ① 小規模特定事業を実施する区域(土地)の埋蔵文化財の有無について、岩舟町教育委員会に確認する。(埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。)
- ② 小規模特定事業を実施する区域(土地)内に、青道や赤道がある場合(公図で確認すること。)は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどうか等を建設課(栃木土木事務所)に確認する。
- ③ 小規模特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用(一時転用を含む)の手続きも必要。
- ④ 小規模特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届が異なるため、特定事業場を管轄する林務事務所に必要な手続きを確認する。
- ⑤ その他、施行規則第6条別表3に掲げる行為や開発行為など、関係許認可等を十分に確認する。
- ⑥ 1,000 m<sup>2</sup>以上の一時たい積事業(ストックヤード)は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要。
- ⑦ 上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取る。

### 2、事業について

#### ①事業区域、対象事業

1) 小規模特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、一時たい積場の保安地帯は含まない。

また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施の場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となる。(たとえ隣接地でも許可対象となる。)

2) 事業規模が、変更により3,000 m<sup>2</sup>以上になった場合は、その時点で県条例の許可が必要となる。

#### ②使用材料等

1) 小規模特定事業区域の表土が岩石の場合、地質検査は不要である。

2) 鉱滓や採石などは、この条例の対象外である。

- 3)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性部質は、土砂等には分類されない。

### 3、その他

- ① 小規模特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となる。
- ② 土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析結果証明書は、採取場所ごとに必要である。
- ③ 農地法の5条申請(農地転用の許可申請)のうち、所有者移転に係るものは、土地所有者の承諾書は不要である。(農地転用の許可申請書の写しは必要。)
- ④ 排水の水質検査にあつて、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。



## IV 許可申請の必要書類関係

### 小規模特定事業

- 1 目次
- 2 小規模特定事業許可申請書
- 3 同上(別紙搬入計画書等)
- 4 申請者の住民票(法人登記簿謄本)
- 5 小規模特定事業場位置図
- 6 小規模特定事業場見取図
- 7 実測平面図
- 8 実測縦断面図
- 9 実測横断面図
- 10 小規模特定事業場土地登記簿謄本
- 11 小規模特定事業場公図(写し)
- 12 小規模特定事業場の使用権原を証する書面
- 13 表土の採取地点位置図
- 14 表土の採取地点現場写真
- 15 表土の検査試料採取調書
- 16 表土の地質分析結果証明書
- 17 使用土砂等予定量計算書
- 18 構造安定計画書(安定計算を行った場合)
- 19 擁壁断面図・背面図(擁壁を用いる場合)
- 20 擁壁の概要・構造計画書
- 21 関係許認可等の申請書の写し  
農地法(農地転用許可、届)  
森林法(林地開発、伐採届)  
優良農地林地保全特別措置要綱  
都市計画法(開発行為)  
宅地開発事業等の基準に関する条例  
文化財保護法(埋蔵文化財確認)  
建設省所管公共用財産管理規則
- 22(構造基準適用除外書面該当)
- 23 隣接地同意等
- 24 その他( )

### 小規模一時たい積事業

- ① 目次
- ② 小規模一時たい積事業許可申請書
- ③ 申請者の住民票(法人登記簿謄本)
- ④ 小規模特定事業場位置図
- ⑤ 小規模特定事業場見取図
- ⑥ 実測平面図(土砂等たい積最大)
- ⑦ 実測縦断面図(土砂等たい積最大)
- ⑧ 実測横断面図(土砂等たい積最大)
- ⑨ 小規模特定事業場土地登記簿謄本
- ⑩ 小規模特定事業場公図(写し)
- ⑪ 小規模特定事業場の使用権原を称する書面
- ⑫ 表土の採取地点位置図
- ⑬ 表土の採取地点現場写真
- ⑭ 表土の検査試料採取調書
- ⑮ 表土の地質分析結果証明書
- ⑯ 関係許認可等の申請書の写し  
農地法(農地転用許可、届)  
森林法(林地開発、伐採届)  
優良農地林地保全特別措置要綱  
都市計画法(開発行為)  
宅地開発事業等の基準に関する条例  
文化財保護法(埋蔵文化財確認)  
建設省所管公共用財産管理規則
- ⑰(構造基準適用除外書面該当)
- ⑱ その他( )

## V 小規模特定事業許可申請書等作成要領

### 1 小規模特定事業許可申請書(別記様式第2号)記載要領

- ◇ 提出部数は、1部とする。
- ◇ 申請書は、A4版のフラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

#### 【申請書関係】

- ① 小規模特定事業場の位置
  - ・小規模特定事業の地番を全て記載すること。(別紙で記載することも可能)
- ② 小規模特定事業場及び小規模特定区域の面積
  - ・求積図等を添付すること。
- ③ 小規模特定事業に供する施設の設置計画
  - ・1/500程度でA1又はA2の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。
  - ・土砂等の搬入路、排水溝及び排水柵等の施設の位置を明示すること。
- ④ 小規模特定事業区域の表土の地質の状況
  - ・検査試料の採取地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書及び環境計量士(施行規則第4条第2項第5号による計量士)が発行した地質分析結果証明書によること。
- ⑤ 小規模特定事業に使用される土砂等の量
  - ・土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。各土砂等の採取場所からの予定量の合計におおむね合致すること。
- ⑥ 小規模特定事業の施工期間
  - ・小規模特定事業を行う期間を記載すること。ただし、小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあつては賃貸借契約書等(同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能)を添付し、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。
  - ・小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあつては、許認可等(許可前にあつては申請書の写し、受付印のあるものに限る)を添付すること。又この場合、土砂等の搬入予定量による計画の相当と認められる期間とする。
- ⑦ 小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造
  - ・規則別表第1に掲げる構造のとおりとし、事業の前後の構造が判断できる1/500程度の断面図とし、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。
- ⑧ 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに、当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
  - ・別紙に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。搬入土砂等の区分は参考の条文(建設省通知)を参照のこと。

- ⑨ 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域への排出される水の汚染状態を測定するため排水を収集する為に必要な措置
- ・1/500 程度の平面図に小規模特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとともに、排水溝、排水枡(必要に応じた数を設置すること)等を記載するとともに、小規模特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法を記載した図面とする。
- ⑩ 小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- ・1/500 程度の平面図に、工事施工中に災害発生を防止するための工事の工程、工法を記載した図面とする。

#### 【添付書類関係】

- ① 申請者の住民票(法人の場合にあつては、登記簿謄本)
- ・3か月以内に発行したものに限る。
- ② 小規模特定事業場の位置図
- ・1/50,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。
- ③ 小規模特定事業場の付近の見取図
- ・1/500 程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- ④ 小規模特定事業場の平面図及び断面図
- ・形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。(原則として1/250~1/500 の図面とする)
- ⑤ 小規模特定事業場の土地の登記簿謄本
- ・3か月以内発行したものに限る。ただし、小規模特定事業場の土地が自らの所有に係らない場合にあつては、当該土地の登記簿謄本に、賃貸借契約書等の当該土地の使用権原を証する書類を添付すること。
- ⑥ 小規模特定事業場の公図の写し
- ・小規模特定事業区域を明示し、特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日を記載すること。
- ⑦ 小規模特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
- ・採取場所が確認できる平面図とし、撮影方向を明記すること。(原則として1/500 程度の図面とする)
- ⑧ 表土の検査試料採取調書及び地質分析結果報告書
- ・試料を採取した地点ごとに作成すること。

⑨ 擁壁を用いる場合の断面図及び背面図

- ・参考の条文「宅地造成規制法施行令」のとおり構造とし、図面は1/50程度で作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判明できるものであること。

⑩ 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

- ・当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し(提出先の受付印のあるものに限る)とする。

⑪ その他

- ・表土の地質検査の結果、表土が安全基準を超えている場合には、土壌の安全性についての適正な配慮を講じた旨の書類を添付すること。
- ・1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- ・検査試料採取調書、地質分析結果証明書、賃貸借契約書等の土地の使用権原を証する書類及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

(添付書類⑪関係)

## 小規模特定事業土地使用承諾書

(土地提供者) は、(申請者) に対し、下記のとおり小規模特定事業場に供する土地として、提供することを承諾しました。

年 月 日

(土地提供者)

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

(申請者)

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

記

1 小規模特定事業場の所在地

2 提供する土地の承諾期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 提供する土地の一覧 合計 平方メートル(公簿)

土地の所在・地番	地目	地積	備考

注意: 提供する土地の承諾期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に承諾期間を記載すること。

## 2 小規模特定事業(一時たい積事業)許可申請書(別記様式第5号)記載要領

- ◇ 提出部数は、1部とする。
- ◇ 申請書は、A4版フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

### 【申請書関係】

- ① 小規模特定事業の位置
  - ・小規模特定事業場の地番を全て記載すること。(別紙で記載も可能)
- ② 小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積
  - ・求積図等を添付すること。
- ③ 小規模特定事業に供する施設の設置計画
  - ・1/500程度でA1又はA2の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。  
(搬入又は搬出する土砂等の搬出入路、安全地帯、排水溝及び排水枡等の施設等の位置を明示し、その機能を果たすように計画されていること)
- ④ 小規模特定事業区域の表土の地質の状況
  - ・検査試料の採取地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書及び環境計量士(施行規則第4条第2項第5号による計量士)が発行した地質分析結果証明書によること。
- ⑤ 小規模特定事業の施工期間
  - ・小規模特定事業を行う期間を記載すること。ただし、小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあつては、賃貸借契約書等(同様の内容で既に契約がなされている場合は、その契約書でも可能)借地等の契約期間の範囲内で記載すること
  - ・小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあつては、許認可等(許可前にあつては申請書の写し、受付印のあるものに限る)を添付すること。
- ⑥ 小規模特定事業に供する土砂等のたい積の構造
  - ・別表第2に掲げる構造のとおりとし、1/500程度で土砂等のたい積が最大となった時のたい積の構造を平面図及び断面図で示す。
- ⑦ 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域への排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
  - ・1/500程度の平面図に小規模特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとともに、排水溝、排水枡(必要に応じた数を設置すること)等を記載すること。
- ⑧ 小規模特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
  - ・1/250程度の平面図及び立面図に、土砂等を区分するための擁壁の設置等の工法を記載すること。

## 【添付書類関係】

- ① 申請者の住民票（法人の場合にあっては、登記簿謄本）
  - ・3か月以内に発行したものに限る。
- ② 小規模特定事業場の位置図
  - ・1／50,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。
- ③ 小規模特定事業場の付近の見取図
  - ・1／500 程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- ④ 小規模特定事業場の土地の登記簿謄本
  - ・3か月以内に発行したものに限る。ただし、小規模特定事業場の土地が自らの所有に係らない場合にあっては、当該土地の登記簿謄本に、賃貸借契約書等の当該土地の使用権原を証する書類を添付すること。
- ⑤ 小規模特定事業場の公図の写し
  - ・小規模特定事業区域を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日を記載すること。
- ⑥ 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面
  - ・当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る）とする。
- ⑦ 小規模特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
  - ・採取場所が確認できる平面図とし、撮影方向を明記すること。（原則として1／500 の図面とする）
- ⑧ 表土の検査試料採取調書及び地質分析結果報告書
  - ・試料を採取した地点ごとに作成すること。
- ⑨ その他
  - ・表土の地質検査の結果表土が安全基準を超えている場合には、土壌の安全性についての適正な配慮を講じた旨の書類を添付すること。
  - ・1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
  - ・検査試料採取調書、地質分析結果証明書、賃貸借契約書等の土地の使用権原を証する書類及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

### 3 小規模特定事業変更許可申請書(別記様式第6号)記載要領

◇ 提出部数は、1部とする。

#### ① 図面について

・許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。

#### ② 各項目の記載事項

・許可申請書と同じ。

### 4 土砂等搬入届(別記様式第8号)記載要領

◇ 提出部数は、1部とする。

#### ① 土砂等の採取場所1か所につき1通作成すること。

#### ② 同一採取場所の場合は、5,000立方メートルごとに1通作成すること。

#### ③ 土砂等の搬入予定量

・1つの採取場所からの全体量を記載し、今回の届出に係る搬入量は5,000立法メートル以下であること。

#### ④ 土砂等の運搬事業者名

・事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

#### ⑤ 添付書類について

・検査試料採取調書、地質分析結果証明書、土砂等発生元証明書及び売渡譲渡証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

### 5 小規模特定事業状況報告書(別記様式第10号)記載要領

◇ 提出部数は、1部とする。

#### ① 小規模特定事業に使用される土砂等の量

・実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。

#### ② 今回報告量

・報告に係る期間(6か月間)に搬入された量を記載すること。

#### ③ 累計量

・前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

### 6 小規模特定事業(一時たい積事業)状況報告書(別記様式第11号)記載要領

◇ 提出部数は、1部とする。

#### ① 前回までの処分残量

・前回の報告時に、搬出されずに残っている量を記載すること。

#### ② 完了時の報告においては、前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て

搬出され、処分残量が0になっていること。

## 7 その他

### ① 小規模特定事業変更届(別記様式第7号)

小規模特定事業水質検査等報告書(別記様式第12号)

◇ 提出部数は、1部とする。

### ② 小規模特定事業完了届(別記様式第15号)

小規模特定事業廃止(中止)届(別記様式第16号)

小規模特定事業承継届(別記様式第17号)

◇ 提出部数は、1部とする。

### ③ 添付書類について

- ・検査試料採取調書、排水汚染状況測定結果証明書、地質分析結果証明書及び承継の事実を証する書面は原本を確認するので、原本を持参すること。
- ・小規模特定事業地質等検査報告書の土砂等を採取した場所の平面図及び現場写真並びに地質の証明書等を忘れないこと。

◎ 岩舟町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する  
条例

(目的)

第1条 この条例は栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成10年栃木県条例第37号、以下「県条例」という。)その他の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止を目的とする法令及び条例(以下「法令等」という。)と相まって、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって住民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

① 土砂等の埋立て等

・土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)を行う行為をいう。

② 小規模特定事業

・土砂等の埋立て等の供する区域(住宅造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域)以外の場所から採取された土砂等による、土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、岩舟町が実施する土砂等の埋立てによる土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立てに使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。

(土地の所有者の責務)

第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。

(町の責務)

第5条 町は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力するものとする。

(小規模特定事業の許可)

第6条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域(以下「小規模特定事業区域」という。)ごとに、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。

- ① 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)が行う小規模特定事業。
- ② 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令等に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う小規模特定事業。
- ③ 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う小規模特定事業。
- ④ 非常災害のために必要な応急措置として行う小規模特定事業。
- ⑤ 通常管理行為、軽易な行為、その他の行為として行う小規模特定事業で規則で定めるもの。

(許可申請の手続)

第7条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設(以下「小規模特定事業場」という。)の位置及び面積。
- ③ 小規模特定事業区域の表土の地質の状況。

- ④ 小規模特定事業に使用される土砂等の量及びその施工期間。
  - ⑤ 小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造。
  - ⑥ 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画。
  - ⑦ 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置。
  - ⑧ 小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置。
  - ⑨ その他、町長が必要と認める事項。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条の許可を受けようとする小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う小規模特定事業(以下「小規模一時たい積事業」という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。
- ① 前項第1号、第2号、第3号及び第7号に掲げる事項。
  - ② 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量。
  - ③ 小規模特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造。
  - ④ その他、町長が必要と認める事項。

(許可の基準)

第8条 町長は、第6条の許可の申請が前条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条の許可をしてはならない。

- ① 小規模特定事業が完了した場合において、当該小規模特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、小規模特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- ② 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。
- ③ 小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- ④ 小規模特定事業区域の土壌の安全性について適正な配慮がなされたものであること。

- 2 町長は、第6条の許可の申請が前条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ第6条の許可をしてはならない。
- ① 小規模特定事業場の構造が、当該小規模特定事業場の区域以外への地域への小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
  - ② 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。
  - ③ 小規模特定事業区域の土壌の安全性について適正な配慮がなされたものであること。
- 3 第6条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第1号及び第3号並びに前項第1号の規定は、適用しない。

(許可の条件)

第9条 町長は、住民の生活の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第6条の許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第10条 第6条の許可を受けた者は、第7条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。
- ① 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - ② 変更の内容及び理由
  - ③ その他、町長が必要と認める事項
- 3 第6条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。
- 4 前2条の規定は、第1項の許可について準用する。

(土砂等の搬入の届出)

第11条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が県条例第7条第1項に規定する安全基準(以下「安全基準」という。)に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して町長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

- ① 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に町長の承認を受けたものであるとき。
- ② 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- ③ 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う場所(当該場所において土砂等の採取場所が明確に区分されているものに限る)から採取された土砂等である場合であって、当該採取場所から採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- ④ その他、当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと町長が認めた場合。

(小規模特定事業に使用された土砂等の量の報告)

第12条 第6条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量(当該小規模特定事業が小規模一時たい積事業である場合にあつては、土砂等の搬入量及び搬出量)を町長に報告しなければならない。

(水質検査等)

第13条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域への排出される水の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該小規模特定事業区域の土壌についての地質検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

2 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了し、又は、廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査及び当該小規模特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと町長が認めたとき、又は当該地質検査を行う必要がないと町長が認めたときは、当該水質検査又は地質検査は、これを省略することができる。

3 第6条の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則に定めるところにより、当該検査の結果を町長に報告しなければならない。

4 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を町長に報告しなければならない。

(関係書類の縦覧)

第14条 第6条の許可を受けた者は、町長が指定する場所において、当該小規模特定事業が施工されている間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により町長に提出した書類の写しを、周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第15条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域と小規模特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(小規模特定事業の完了等)

第16条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る小規模特定事業区域が第6条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(小規模特定事業の廃止等)

第17条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該小規模特定事業の廃止又は休止後の当該小規模特定事業による土壌の汚染及び当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を廃止したとき、又は2か月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届出なければならない。

3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第6条の許可は、その効力を失う。

4 町長は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(許可に基づく地位の承継)

第18条 第6条の許可を受けた者が当該許可に係る小規模特定事業の全部を譲り渡し、又は同条の許可を受けた者について相続若しくは合併があったときはその小規模特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第6条の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を町長に届出なければならない。

(許可の取消し等)

第19条 町長は、第6条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は6か月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模特定事業の停止を命ずることができる。

- ① 県条例第8条第2項の規定による命令に違反したとき。
- ② 不正の手段により第6条又は第10条第1項の許可を受けたとき。
- ③ 第9条(第10条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- ④ 第10条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- ⑤ 第11条から第15条までの規定に違反したとき。
- ⑥ 次条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第6条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る小規模特定事業について次条第3項又は第4項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令等)

第20条 町長は、小規模特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、直ちに、その旨を栃木県知事に通報するものとする。この場合において、町長は、栃木県知事が県条例第8条第2項の規定による命令をするかどうかについて決定するまでの間、当該土砂等及び当該小規模特定事業が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、小規模特定事業を行い、又は行った者に対し、現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 町長は、前項の規定による情報の提供又は命令をしたときは、直ちに、その旨及びその情報又は命令の内容を栃木県知事に報告するものとする。
- 3 町長は、小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模特定事業を行う第6条の許可を受けた者（第10条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該小規模特定事業を一時停止し、又は当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 町長は、第6条又は第10条第1項の規定に違反して小規模特定事業を行った者に対し、当該小規模特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 町長は、第16条第3項、第17条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、その小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（関係書類の保存）

第21条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業について第16条第1項の規定による完了の届出若しくは第17条第2項の規定による廃止の届出をした日又は第19条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から5年間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により町長に提出した書類の写しを保存しなければならない。

（立入検査等）

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他、その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第23条 第6条又は第10条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- ① 第6条の許可の申請
  - ・ 1件につき 26,000円
- ② 第10条第1項の変更の許可の申請
  - ・ 1件につき 16,500円

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- ① 第19条第1項、第20条第1項又は第3項から第5項までの規定による命令に違反した者。
- ② 第6条又は第10条第1項の規定に違反して小規模特定事業を行った者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- ① 第11条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者。
- ② 第12条又は第13条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者。
- ③ 第13条第1項又は第2項の規定による検査を行わなかった者。
- ④ 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者。
- ⑤ 第21条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- ① 第10条第3項、第16条第1項、第17条第2項又は第18条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
- ② 第21条の規定に違反した者。

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年 4月 1日から施行する。(岩舟町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の廃止)
- 2 岩舟町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例(平成7年条例第23号、以下「旧条例」という。)

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第4条第1項の規定による許可を受けて小規模特定事業を行っている者は、第6条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して3か月間は、なお従前の例により当該小規模特定事業を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 4 この条例の施行の際現に発せられている旧条例第13条、第14条第2項、第16条又は第18条第2項の規定による命令は、なお効力を有する。前項の期間経過の際現に旧条例第13条、第14条第2項、第16条、又は第18条第2項の規定により発せられている命令についても、同様とする。
- 5 この条例の施行前にした行為、附則第3項の規定により従前の例によることとされる小規模特定事業に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用には、なお従前の例による。

◎ 岩舟町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩舟町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成11年岩舟町条例第7号、以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的団体の範囲)

第2条 条例第6条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- ① 簡易保険福祉事業団、環境事業団、雇用促進事業団、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、日本下水道事業団、日本鉄道建設公団、日本道路公団、年金福祉事業団、農用地整備公団、水資源開発公団、労働福祉事業団及び中小企業事業団。
- ② 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社。
- ③ 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社。
- ④ 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社。
- ⑤ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合。
- ⑥ 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合。
- ⑦ 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして町長の認定を受けた者。

2 前項第7号の規定による町長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(条例第6条第5号の規則で定める小規模特定事業)

第3条 条例第6条第5号の規則で定める小規模特定事業は、次に掲げるものとする。

- ① 植樹の用に供する目的で行う小規模特定事業。
- ② 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う小規模特定事業。

- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う小規模特定事業。

(許可の申請)

第4条 条例第7条第1項の申請書は、小規模特定事業許可申請書(別記様式第2号)とする。

2 条例第7条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- ① 申請者の住民票の写し(法人にあつては、登記簿謄本)
- ② 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図。
- ③ 小規模特定事業場の平面図及び断面図(小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)
- ④ 小規模特定事業場の土地の登記簿謄本(申請者が当該土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の登記簿謄本及び使用権原を証する書類)及び公図の写し。
- ⑤ 小規模特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第5項第1号の規定により採取した資料ごとの検査試料採取調書(別記様式第3号)及び地質分析結果証明書(別記様式第4号、計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。が発行したのものに限る。以下同じ。))
- ⑥ 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書。
- ⑦ 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算(以下「安定計算」という。)を行った場合にあつては、当該安定計算書を記載した書面。
- ⑧ 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図。
- ⑨ 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応用算定及び断面算定を記載した構造計画書
- ⑩ 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面。
- ⑪ その他、町長が必要と認める書類。

3 条例第7条第2項の申請書は、小規模特定事業(小規模一時たい積事業)許可申請書(別記様式第5号)とする。

4 条例第7条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- ① 第2項第1号、第2号、第4号、(第5号)及び第10号に掲げる書類。
- ② 小規模特定事業場の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)
- ③ その他、町長が必要と認める書類。

5 第2項第5号及び前項第1号の小規模特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

- ① 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、表土の地質の状況を的確に把握することができると思われる場所において行うこと。
- ② 地質検査は、前号の規定により採取された資料について、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成11年栃木県規則）別表第1（以下「県規則別表第1」という。）に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

（構造上の基準）

第5条 条例第8条第1項第1号の規定で定める構造上の基準は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第8条第2項第1号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

（構造上の基準に係る適用除外）

第6条 条例第8条第3項の規則で定める行為は、別表第3に掲げる行為とする。

（変更の許可の申請等）

第7条 条例第10条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、小規模特定事業に使用される土砂等の量（土砂等のたい積の構造の変更を伴わないものに限る。）又は採取場所若しくは搬入計画の変更とする。

2 条例第10条第2項の申請書は、小規模特定事業変更許可申請書（別記様式第6号）とする。

3 条例第10条第2項の規則で定める書類は、第4条第2項各号及び第4項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。

4 条例第10条第3項の規定による届出は、第1項に規定する事項に変更があった日から15日以内に、小規模特定事業変更届（別記様式第7号）を提出して行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第8条 条例第11条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに土砂等搬入届（別記様式第8号）を提出して行わなければならない。

2 条例第11条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記様式第9号）とする。

- 3 条例第11条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書及び地質分析結果証明書とする。
- 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ県規則別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。
- 5 条例第11条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

#### (土砂等の量の報告)

- 第9条 条例第12条の規定による報告は、小規模特定事業を開始した日から6か月ごとに当該6か月を経過した日から2週間以内(小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第16条第1項又は条例第17条第2項の規定による届出の時)に、小規模特定事業状況報告書(様式第10号)を提出して行わなければならない。
- 2 小規模特定事業が小規模一時たい積事業である場合にあっては、条例第12条の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3か月ごとに、当該3か月を経過した日から2週間以内(小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第16条第1項又は条例第17条第2項の規定による届出の時)に、小規模特定事業(小規模一時たい積事業)状況報告書(様式第11号)を提出して行わなければならない。

#### (水質検査)

- 第10条 条例第13条第1項の規定による水質検査は、小規模特定事業を開始した日から6か月ごとに資料を採取し、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。
- ① 県規則別表第1に掲げる項目
    - ・ 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号、以下「昭和49年告示」という。)に定める測定法式により行うこと。
  - ② 水素イオン濃度及び浮遊物質質量
    - ・ 昭和49年告示に定める測定方法により行うこと。
- 2 小規模特定事業が小規模一時たい積事業である場合にあっては、条例第13条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3か月ごとに資料を採取し、前項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

- 3 条例第13条第2項の規定による水質検査は、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日に資料を採取し、第1項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(地質検査)

第11条 条例第13条第1項ただし書の規定による地質検査は、小規模特定事業を開始した日から6か月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。

- ① 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行うこと。
  - ② 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後混合し、1試料とすること。
  - ③ 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、県規則別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。
- 2 小規模特定事業が小規模一時的積事業である場合にあつては、条例第13条第1項ただし書の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3か月ごとに、前項各号に掲げる方法により行われなければならない。
- 3 条例第13条第2項の規定による地質検査は、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日に、第1項各号に掲げる方法により行わなければならない。

(水質検査等の報告)

第12条 条例第13条第3項の規定による報告は、下記に掲げる検査の区分に応じ、きめられた時期に、それぞれ小規模特定事業水質検査等報告書(別記様式第12号)及び関係書類を添付してして行わなければならない。

1 第10条第1項の水質検査

- ① 提出時期
  - ・ 小規模特定事業を開始した日から6か月ごとに当該6か月を経過した日から2週間以内。
- ② 添付書類
  - ・ 当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定結果証明書(別記様式第13号、環境計量士の発行したものに限る。)

## 2 第10条第2項の水質検査

### ① 提出時期

- ・ 小規模特定事業を開始した日から3か月ごとに当該3か月を経過した日から2週間以内。

### ② 添付書類

- ・ 当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定結果証明書。

## 3 第10条第3項の水質検査

### ① 提出時期

- ・ 町長が別に指定する日。

### ② 添付書類

- ・ 当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定結果証明書。

## ○ 地質検査関係

### 1 第11条第1項の地質検査

#### ① 提出時期

- ・ 小規模特定事業を開始した日から6か月ごとに当該6か月を経過した日から2週間以内。

#### ② 添付書類

- ・ 当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び地質分析結果証明書。

### 2 第11条第2項の地質検査

#### ① 提出時期

- ・ 小規模特定事業を開始した日から3か月ごとに当該3か月を経過した日から2週間以内。

#### ② 添付書類

- ・ 当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び地質分析結果証明書。

### 3 第11条第3項の地質検査

#### ① 提出時期

- ・ 町長が別に指定する日。

## ② 添付書類

- ・ 当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び地質分析結果証明書。

### (標識)

第13条 条例第15条第1項の規定による標識の掲示は、小規模特定事業が施工されている間、土砂等の埋立て等に関する標識(別記様式第14号)により行わなければならない。

2 条例第15条第1項の規定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- ① 許可年月日及びその番号。
- ② 小規模特定事業の目的。
- ③ 小規模特定事業の所在地。
- ④ 小規模特定事業を行う者の氏名、住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び電話番号。
- ⑤ 小規模特定事業の施工期間。
- ⑥ 小規模特定事業区域の面積。
- ⑦ 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(小規模一時たい積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量)
- ⑧ 小規模特定事業場の見取図。

### (小規模特定事業の完了の届出)

第14条 条例第16条第1項の規定による届出は、小規模特定事業を完了した日から15日以内に、小規模特定事業完了届(別記様式第15号)を提出して行わなければならない。

### (小規模特定事業の廃止等の届出)

第15条 条例17条第2項の規定による届出は、小規模特定事業を廃止した場合にあっては、当該小規模特定事業を廃止した日から30日以内に、小規模特定事業を2か月以上休止しようとする場合にあってはあらかじめ、小規模特定事業廃止(休止)届(別記様式第16号)を提出して行わなければならない。

### (承継の届出)

第16条 条例第18条第2項の規定による届出は、条例第6条の許可を受けた者の地位の承継があった日から30日以内に、小規模特定事業承継届(別記様式第17号)を提出して行わなければならない。

(身分を示す証明書)

第17条 条例第22条第2項に規定する証明書は、身分証明書(別記様式第18号)とする。

(書類等の提出)

第18条 条例及びこの規則の規定により町長に提出すべき書類の部数は、1部とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成11年 4月 1日から施行する。

## 別記第1(第5条関係)

- 1、 小規模特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。
- 2、 著しく傾斜をしている土地において、小規模特定事業を施工する場合にあっては、小規模特定事業を施工する前の地盤と小規模特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3、 土砂等の埋立て等の高さ(小規模特定事業により生じたのり面の最下部「擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の上端」と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の土砂等の区分に掲げることに応じ、土砂等の埋立て等の高さ及びのり面の勾配に定めるものである。
  - 土砂等の区分
    - ① 砂、礫、砂礫、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準じるもの。
    - ② 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土。
  - 土砂等の埋立て等の高さ(安定計算を行い、安全が確保される高さ)
    - ① 安定計算を行った場合は、5メートル以下。
    - ② 安全が確保される高さは、10メートル以下。
  - のり面の勾配(安定計算を行い、安全が確保される勾配)
    - ① 安全が確保される勾配。
      - 1) 土砂等の埋立て等の高さが10メートル以下の場合。
        - ・ 垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル(埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあつては、1.5メートル)の勾配。
      - 2) 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以下の場合。
        - ・ 垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配。
- 4、 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5、 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあつては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

- 6、 小規模特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7、 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8、 小規模特定事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

#### 別記第2(第5条関係)

- 1、 小規模特定事業場の隣接地と小規模特定事業区域との間に、5メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。
- 2、 土砂等のたい積の高さ(のり面の最下部と最上部の高低差をいう。)が5メートル以下であること。
- 3、 土砂等のたい積ののり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

#### 別記第3(第6条関係)

- 1、 鳥獣保護及び狩猟に関する法律(大正7年法律第32号)第8条の8第5項の規定による許可を要する行為。
- 2、 土地改良法に基づく土地改良事業。
- 3、 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項及び第34条第2項(第44条において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為。
- 4、 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為。
- 5、 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による許可を要する行為。
- 6、 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による許可を要する行為。
- 7、 自然公園法(昭和32年法律第161号)第17条第3項及び第18条第3項の規定による許可を要する行為。
- 8、 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による許可を要する行為。
- 9、 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可を要する行為。

- 10、 河川法(昭和39年法律第167号)第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項及び第58条の6第1項の規定による許可を要する行為。
- 11、 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による許可、同法第59条第4項の規定による認可及び同法附則第4項の規定による許可を要する行為
- 12、 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為。
- 13、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可を要する行為。
- 14、 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第4項の規定による許可を要する行為。
- 15、 都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)第5条第1項の規定による許可を要する行為。
- 16、 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による許可を要する行為。
- 17、 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第37条第4項の規定による許可を要する行為。
- 18、 栃木県立自然公園条例(昭和33年栃木県条例第11号)第12条第3項の規定による許可を要する行為。
- 19、 栃木県風致地区条例(昭和45年栃木県条例第7号)第2条第1項の規定による許可を要する行為。
- 20、 自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第4項の規定による許可を要する行為。
- 21、 砂防指定地管理規則(昭和34年栃木県規則第54号)第4条第1項の規定による許可を要する行為。

## 岩舟町土砂等の埋立て等に関する指導要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩舟町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成11年岩舟町条例第7号)の規定に基づく事業(以下「事業」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (隣接地所有者等の同意取得)

第2条 条例第6条第1項の規定により事業の許可を受けようとする者(以下「事業者」という。)は、事業の施行について、次に掲げる者の同意を得るものとする。

#### (1) 事業区域に隣接する土地の所有者

- ・ 事業区域の外郭から10メートルの範囲(当該10メートルの範囲に幅4メートル以上の道路又は水路がある場合は、当該道路又は水路までの範囲)の土地の所有者及び当該土地の管理について主体的責任を有する者並びに当該範囲に居住する者(世帯の代表者)

#### (2) 土地改良区

- ・ 事業区域の土地が属する土地改良区及び当該区域に接する道路又は水路を管理する土地改良区。

#### (3) 利水権者

- ・ 事業施行に伴う排水がある場合は、当該排水を放流する地点の利水権者。

2. 事業者は第1項の同意を得たときは、町長に別表第1に定める書類を添付して報告するものとする。

### (作業時間)

第3条 事業区域における1日の作業時間は、午前8時から午後5時までの間とする。

### (被害防止対策)

第4条 事業を施行する場合は、騒音、振動、粉じん、土砂等の流出、溢水等により、事業区域周辺の土地(道路、水路を含む。)及び周辺居住者等に被害が生じないよう必要な対策を講じることとし、苦情、紛争又は被害が発生したときは、誠意をもってその解決にあたることとする。

### (境界確認)

第5条 事業を施行するときは、事業区域に接する土地との境界について、事業着手前に、当該土地所有者と確認協議を行うこととする。

## 附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成11年 4月 1日から適用する。(岩舟町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第5条第1項の規定に基づく事業の施行に係る指導要綱の廃止)
2. 岩舟町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第5条第1項の規定に基づく事業の施行に係る指導要綱(平成7年岩舟町告示第86号)は、廃止する。

別記第1(第2条関係)

1. 事業区域に隣接する土地の所有者の同意取得に係る報告
  - 添付書類
    - ① 処理施設の敷地及び敷地に隣接する土地の公図の写し(地番等が確認できるもの。)
    - ② 同意書の写し(報告の際、現に効力のあるものとする。)
    - ③ 同意取得状況一覧表
2. 土地改良区関係の報告
  - 添付書類
    - ① 同意書の写し(報告の際、現に効力のあるものとする。)
3. 利水権者の同意取得に係る報告
  - 添付書類
    - ① 同意書の写し(報告の際、現に効力のあるものとする。)

## 参 考

- 別記第1の3号の表中、土砂等の区分について
  - ・ 規則の別記第1の3号の表中、土砂等の区分欄は、下記条文を参考に区分すること。
  - ・ 土砂等の区分欄中『砂、礫、\砂質土・・』の欄の下「その他」の区分は、建設発生土以外の土砂等で泥土以外のものをいう。
  - ・ 第4種建設発生土及び浚渫土並びに泥土は、土砂等の区分欄『その他』に該当する。
  
- 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令抜粋(平成3年建設省令第19号)

(この省令の趣旨)

第1条 この省令は、建設業に属する事業を行う者(以下「建設工事事業者」という。)の再生資源の利用を促進するため、再生資源の利用の促進に関する法律第10条の規定に基づき、再生資源の利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)別表第1の第1欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的にえられたもの(以下それぞれ「建設発生土」「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。)について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場(以下「工事現場」という。)での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

中 略

(再生資源の利用の原則)

第3条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再生資源化施設(建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。)の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第4条 建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

2 前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物(建築物を含む。以下同じ。)の機能に支障が生じないように、適切な施工を行うものとする。

3 建設工事業者は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

中 略

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第7条 建設工事業者は適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械(再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。)の選択に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

中 略

第4条関係

○ 第1種建設発生土(砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。)

- ① 工作物の埋め戻し材料
- ② 土木構造物の裏込材
- ③ 道路盛土材料
- ④ 宅地造成用材料

○ 第2種建設発生土(砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)

- ① 土木構造物の裏込材
- ② 道路盛土材料
- ③ 河川築堤材料
- ④ 宅地造成用材料

○ 第3種建設発生土(通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)

- ① 土木構造物の裏込材
- ② 道路路体用盛土材料
- ③ 河川築堤材料
- ④ 宅地造成用材料
- ⑤ 水面埋立て用材料

○ 第4種建設発生土(粘性土及びこれに準ずるもののうち、第3種建設発生土を除くものをいう。)

- ① 水面埋立て用材料

## 発生土利用基準(平成6年7月20日、建設省技調発第173号)

### 1. 目的

- ・ 本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥(以下「発生土」という。)の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。

### 2. 適用

- ・ 本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。

### 3. 留意事項

- ・ 本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守し、特に生活環境の保全に留意しなければならない。

### 4. 土質区分基準

#### ① 土質区分

- ・ 発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と日本統一土質分類を指標とし、次に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

#### ② 土質区分判定のための調査試験方法

- ・ 土質区分判定のための指標を得る際は、次に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

#### ◎ 土質区分基準の内容

##### ① 第1種建設発生土(砂、礫及びこれらに準ずるもの)

- ・ 土質区分は、第1種発生土・改良土に属し、日本統一土質分類は、中分類G・Sで、土質は、礫・砂・改良土\*6に該当する。

##### ② 第2種建設発生土(砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)

- ・ 土質区分は、第2(a、b、c)種発生土、第2種改良土に属し、コーン指数8以上、日本統一土質分類は、中分類GF・SFで土質は、礫質土・砂質土( $F_c=15\sim50\%$ )・改良土で、含水比30%程度以下のものをいう。

##### ③ 第3種建設発生土(通常の施工性が確保できる粘性土及びこれに準ずるもの)

- ・ 土質区分は、第3(a、b)種発生土、第3種改良土に属し、コーン指数4以上、日本統一土質分類は、中分類GF・Vで土質は、砂質土( $F_c=25\sim50\%$ )、シルト、粘性土、火山灰質粘性土、改良土で、含水比30~50%程度のものをいう。

④ 第4種建設発生土(粘性土及びこれに準ずるもので第3種発生土を除く)

- ・ 土質区分は、第4(a、b)種発生土、第4種改良土属し、コーン指数おおむね2以上、日本統一土質分類は、中分類SF・V・Oで土質は、砂質土( $F_c=25\sim 50\%$ )シルト、粘性土、火山灰質粘性土、有機質土、改良土で、含水比40~80%程度のものをいう。

⑤ 泥土(浚渫土のうちおおむねqc2以上のもの及び建設汚泥)

- ・ 土質区分は、泥土(a、b、c)に属し、コーン指数2以下、日本統一土質分類は、中分類SF・V・O・ptで土質は、砂質土( $F_c=25\sim 50\%$ )、シルト、粘性土、火山灰質粘性土、有機質土、高有機質土で、含水比80%以上のものをいう。

○ 掘削方法

- ・ 排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、建設省の1ランク下の区分とする。
- ・ 水中掘削等による場合は、建設省令の2ランク下の区分とする。

- 1) 泥土のうち建設汚泥は、廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。
- 2) 計画段階(掘削前)において土質区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、日本統一土質分類と含水比、掘削方法から概略の土質区分を選定し、掘削後、所定の方法でコーン指数を測定して、土質区分を決定する。
- 3) 所定の方法でモールドに締固めた試料に対し、ポータブルコーンペネトロメータで測定したコーン指数。
- 4) 第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)に改良材を混合し、化学的に性状を改良したものである。例えば、第3種改良土は、第4種発生土又は泥土を安定処理し、qc4以上の性状に改良したものである。
- 5) 含水比低下、粒度調整など物理的な処理を行った場合には、処理後の性状で再度判定し、改良土としてではなく、発生土として土質区分を判定する。
- 6) 第1種改良土は、礫、砂状を呈するもの。

◎ 土質区分判定のための調査試験方法

- ① コーン指数は、試験項目の中で締固めた土のコーン指数試験(JSF T 716)
- ② 日本統一土質分類とは、土の工学的分類方法(JSF M 111)
- ③ 土の粒度は、土の粒度試験(JIS A 1204)
- ④ 液性限界、塑性限界は、土の液性・塑性限界試験(JIS A 1205)
- ⑤ 自然含水比は、土の含水比試験(JIS A 1203)
  - 1) 上記試験方法に準拠する。ただし、1層ごとの突固め回数は25回とする。
  - 2) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

## 参 考

### 擁壁の基準について

宅地造成等規制法施行令関係条文抜粋(昭和37年政令第16号)

(定義等)

第1条 この政令(第3条を除く。)において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土をいう。

中 略

5 擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(擁壁)

第5条 切土又は盛土(第3条第4号の切土又は盛土を除く。)をした土地の部分に生ずるがけ面は、擁壁でおおわなければならない。ただし、……以下略

(擁壁の構造)

第6条 前条の規定により設置する擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は関知石練積み造その他の練積み造のものとしなければならない。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第7条 第5条の規定により設置する鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号に該当することを確認したものでなければならない。

- ① 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。
- ② 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- ③ 土圧等によって擁壁の基礎がすべらないこと。
- ④ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- ① 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を越えないことを確かめること。
- ② 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安全モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
- ③ 土圧等による擁壁の基礎のすべり出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。

- ④ 土圧等による擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を越えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次の各号に定めるところによらなければならない
- ① 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- ② 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建設基準法施行令(昭和25年政令第338号)第90条、第91条、第93条及び第94条中長期応用に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値。
- ③ 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(練積み造の擁壁の構造)

第8条 第5条の規定により設置する間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- ① 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ(第1条第5項に規定する擁壁の全面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。)が、がけの土質が基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- ② 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利まじり砂で有効に裏込めすること。
- ③ 前二号に定めるところによっても、がけの状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- ④ 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の全面の根入れ深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別記第4の第1種又は第2種に該当するものであるときは、擁壁の高さの100分の15(その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル)以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20(その値が45センチメートル満たないときは、45センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(建築基準法施行令の準用)

第9条 第5条の規定により設置する擁壁については、建築基準法施行令第36条から第39条まで、第52条(第3項を除く。)、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

(擁壁の水抜き穴)

第10条 第5条の規定により設置する擁壁には、その裏面の排水をよくするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水材料を用いた水抜き穴を設け、擁壁の裏面で水抜き穴の周辺その他必要は場所には、砂利等の透水層を設けなければならない。

別記第2(第7条関係)

- ① 土質が砂利又は砂の場合は、単位体積重量(1立方メートルにつき)1.8トンで、土圧係数は、0.35になる。
- ② 土質が砂質土の場合は、単位体積重量1.7トンで、土圧係数は0.40になる。
- ③ 土質がシルト、粘土又はこれらを多量に含む土の場合は、単位体積重量1.6トンで、土圧係数は、0.50になる。

別記第3(第7条関係)

- ① 土質が岩、岩せつ、砂利又は砂の場合は、摩擦係数0.5になる。
- ② 土質が砂質土の場合は、摩擦係数0.4になる。
- ③ 土質がシルト、粘土又はこれらを多量に含む土(擁壁の基礎底面から少なくとも、15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)の場合は、摩擦係数0.3になる。

別記第4(第8条関係)

- ① 土質が第1種(岩、岩せつ、砂利又は砂利まじり砂)の場合の擁壁関係
  - 勾配が70度を超え75度以下の場合
    - ・ 擁壁の高さが2メートル以下の場合、下端部の厚さは40センチメートル以上を必要とする。
    - ・ 擁壁の高さが2メートルを超え3メートル以下の場合、下端部の厚さは、50センチメートル以上を必要とする。
  - 勾配が65度を超え70度以下の場合
    - ・ 擁壁の高さが2メートル以下の場合、下端部の厚さは、40センチメートル以上を必要とする。

- ・ 擁壁の高さが2メートルを超え3メートル以下の場合、下端部の厚さは、45センチメートル以上を必要とする。
  - ・ 擁壁の高さが3メートルを超え4メートル以下の場合、下端部の厚さは、50センチメートル以上を必要とする。
  - 勾配が65度以下の場合
    - ・ 擁壁の高さが3メートル以下の場合、下端部の厚さは、40センチメートル以上を必要とする。
    - ・ 擁壁の高さが3メートルを超え4メートル以下の場合、下端部の厚さは、45センチメートル以上を必要とする。
    - ・ 擁壁の高さが4メートルを超え5メートル以下の場合、下端部の厚さは、60センチメートル以上を必要とする。
- ② 土質が第2種(真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの)の場合の擁壁関係
- 勾配が70度を超え75度以下の場合
    - ・ 擁壁の高さが2メートル以下の場合、下端部の厚さは、50センチメートル以上を必要とする。
    - ・ 擁壁の高さが2メートルを超え3メートル以下の場合、下端部の厚さは、60センチメートル以上を必要とする。
  - 勾配が65度を超え70度以下の場合
    - ・ 擁壁の高さが2メートル以下の場合、下端部の厚さは、45センチメートル以上を必要とする。
    - ・ 擁壁の高さが2メートルを超え3メートル以下の場合、下端部の厚さは、60センチメートル以上を必要とする。
    - ・ 擁壁の高さが3メートルを超え4メートル以下の場合、75センチメートル以上を必要とする。
  - 勾配が65度以下の場合
    - ・ 擁壁の高さが2メートル以下の場合、下端部の厚さは、40センチメートル以上を必要とする。
    - ・ 擁壁の高さが2メートルを超え3メートル以下の場合、下端部の厚さは、50センチメートル以上を必要とする。
    - ・ 擁壁の高さが3メートルを超え4メートル以下の場合、下端部の厚さは、65センチメートル以上を必要とする。
    - ・ 擁壁の高さが4メートルを超え5メートル以下の場合、下端部の厚さは、80センチメートル以上を必要とする。

### ③ 土質が第3種(その他の土質)の場合の擁壁関係

- 勾配が70度を超え75度以下の場合
  - ・ 擁壁の高さが2メートル以下の場合、下端部の厚さは、85センチメートル以上を必要とする。
  - ・ 擁壁の高さが2メートルを超え3メートル以下の場合、下端部の厚さは、90センチメートル以上を必要とする。
- 勾配が65度を超え70度以下の場合
  - ・ 擁壁の高さが2メートル以下の場合、下端部の厚さは、75センチメートル以上を必要とする。
  - ・ 擁壁の高さが2メートルを超え3メートル以下の場合、下端部の厚さは、85センチメートル以上を必要とする。
  - ・ 擁壁の高さが3メートルを超え4メートル以下の場合、下端部の厚さは、105センチメートル以上を必要とする。
- 勾配が65度以下の場合
  - ・ 擁壁の高さが2メートル以下の場合、下端部の厚さは、70センチメートル以上を必要とする。
  - ・ 擁壁の高さが2メートルを超え3メートル以下の場合、下端部の厚さは、80センチメートル以上を必要とする。
  - ・ 擁壁の高さが3メートルを超え4メートル以下の場合、下端部の厚さは、95センチメートル以上を必要とする。
  - ・ 擁壁の高さが4メートルを超え5メートル以下の場合、下端部の厚さは、120センチメートル以上を必要とする。

## 表土の地質検査サンプリング方法

### 5地点混合方式

- (1) 土壌試料の採取は、基本的には中心1地点及び周辺4方位の5mから10mまでの間からそれぞれ1地点の合計5地点で行う。
- (2) サンプリング深度は、基本的には地表面下15cmまでとする。
- (3) 土壌採取量は、各地点とも100g以上とする。
- (4) 分析用検体の作成に当たっては、5地点で採取した5個の試料をそれぞれ風乾し、中小礫・木片等を除き、土塊・団粒を粗砕後、非金属性の2mmの目のふるいを通させる。これによって得た5個の試料をそれぞれ同量ずつ十分混合し、1検体とする。

# 小規模特定事業許可申請について

◎ 関係法令や資料を熟読すること。

## 1. 関係機関との協議

○ ケースによっては、関係機関との事前協議が必要になる。

(例) ① 農地……農業委員会

② 道路や水路と接する……建設課、栃木土木事務所(管理課)

## 2. 書類等の取得

○ 添付書類等で、関係機関等で取得するものや、協議・許認可を要するものがあるので先に進める。

1) 公図の写し	法務局栃木支局
2) 事業区域の土地登記簿謄本	法務局栃木支局
3) 表土地質分析結果証明書	検査機関
4-1) 申請者(個人の場合)住民票	市区町村
4-2) 申請者(法人の場合)法人登記簿謄本	法務局
5) 関係法令に基づく許認可	関係機関
6) 埋蔵文化財の所在の有無に関する回答	岩舟町教育委員会
7) 同意書	関係者

## 3. 書類作成上の注意

(1) 様式はA4版とする。

- ・ B5版の場合は、A4版の台紙に貼付する。

(2) 小規模特定事業許可申請書(別記様式第2号)

- ・ 申請年月日           記入しない
- ・ 施工期間             記入しない

## 4. 受 理

○ 書類が揃い、内容が整った時点で受理する。



## 添付書類関係

1. 住民票の写し(法人にあつては、登記簿謄本)
2. 小規模特定事業場の位置を示す縮尺5万分の1の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図
3. 小規模特定事業場の平面図及び断面図(小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)
4. 小規模特定事業場の当該土地の登記簿謄本(申請者が土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の登記簿謄本及び使用権原を証する書類)及び公図の写し
5. 小規模特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析結果証明書
6. 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
7. 安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
8. 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
9. 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
10. その他